

小幡緑地 魅力向上委員会 活動規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、小幡緑地 魅力向上委員会（以下、「本会」）という。

(事務局)

第2条 本会を運営する事務局は、「愛知県建設部公園緑地課（名古屋市中区三の丸三丁目1番2号）」内に設置する。

なお本会の活動に伴う公園内の調整等に関わることについては、指定管理者と共に担当する。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、県営都市公園である小幡緑地及び竜巻池（以降、小幡緑地）において、活動する団体等がお互いの立場を尊重し、魅力ある公園づくりを目指して協議・実践活動を行い、公園を利用する者の満足度向上に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 小幡緑地で活動する者の意見交換・情報交換に関すること
- (2) 小幡緑地の情報発信に関すること
- (3) 小幡緑地の管理・運営に関すること
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会議)

第5条 本会の会議は、原則毎年4回以上かつ四半期ごとに開催する。

第3章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、小幡緑地でボランティア活動等をしている、あるいは、今後ボランティア活動等の実施が見込まれる者のうち、本会の目的に賛同して入会した団体又は個人、県及び名古屋市、指定管理者により構成する。

なお、次のいずれかに該当する者は会員となる資格を有しない。

- (1) 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体及び個人
- (2) 宗教又は政治活動を目的とした団体及び個人
- (3) その他、本会が会員として活動することが不適切と認めた団体及び個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、申し込むものとする。事務局は会議で諮り、出席した会員の2分の1以上の承認が得られた後に会員として入会できるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金及び会費の納入を必要としない。

(資格の喪失)

第9条 本会の会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会員から退会の申し出があったとき
- (2) 会員が、「小幡緑地」における活動が不可能になったとき
- (3) 除名されたとき

(除名)

第10条 本会の会員が、次のいずれかに該当する場合には、会議での承認により、除名することができる。

除名には、会議に出席した会員の2分の1以上の賛成を必要とする。

- (1) 本会の運営を著しく乱すような行為を行ったとき
- (2) 本会の名誉を傷つける行為を行ったとき
- (3) 本会の目的に反する行為を行ったとき
- (4) その他の理由により、会議で承認されたとき

第4章 規約の変更

(規約の変更)

第11条 本会が規約を変更しようとするときは、会議に出席した会員の2分の1以上の賛成を以て成立する。

第5章 雑則

(細則)

第12条 この規約の施行について必要な細則は、事務局がこれを定める。

細則

- 1 この規約は、平成29年4月1日より施行する。